

十 十 十
二 一 発
の 経 利 行
払 過 利 価
込 利 子 率 格
み 子 率 格

額面金額
年一七パーセント
年金積立金管理運用独立行政
人の理事長は、払込金額に
次の算式により算出した金額を
第十八号の規定する期日に
払込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{61}{365}$$

十 三
初 期 利 子

平成二十年三月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十 十
八 七 六 五 四
払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 金 期 期
日 支 額 額 限 子 以

平成十九年十一月二十日
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成二十九年九月二十日
平子を支払う。
て、その日以前六月間に属する
を支払期とし、各支払期におい
て、毎年三月二十日及び九月二十日